

改正

昭和59年4月18日教委規則第2号

平成4年7月21日教委規則第7号

平成7年12月21日教委規則第15号

平成17年10月1日規則第60号

平成23年4月28日教委規則第1号

平成29年2月15日教委規則第2号

平成31年3月20日教委規則第2号

令和5年9月29日教委規則第4号

蕨市民体育館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蕨市民体育館設置及び管理条例（昭和55年蕨市条例第28号。以下「条例」という。）第21条に基づき、蕨市民体育館（以下「体育館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可)

第2条 条例第6条の規定に基づき、体育館の利用許可を受けようとする者は、蕨市民体育館利用許可申請書（様式第1号）により、蕨市教育委員会（以下「教育委員会」という。条例第10条第1項に規定する指定管理者に体育館の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。第3項において同じ。）に申請しなければならない。ただし、蕨市公共スポーツ施設予約システム（蕨市の公共スポーツ施設の使用の許可申請等（以下「許可申請等」という。）に関し市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と許可申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 前項による申請書の提出は、利用する日の2か月前からとする。ただし、蕨市公共スポーツ施設予約システムを使用して許可を受けようとするときは、この限りでない。

3 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、前項に規定する期間を変更することができる。

(指定管理者指定申請書)

第3条 条例第11条第2項の申請書の様式は、蕨市民体育館指定管理者指定申請書（様式第2号）のとおりとする。

（指定管理者の公表等）

第4条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

4 第1項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

（附属設備の利用料金）

第5条 条例第15条第2項に規定する附属設備の利用料金は、別表に定めるとおりとする。

（利用料金の承認申請）

第6条 指定管理者は、条例第15条第2項の規定により利用料金について承認を受けようとするときは、蕨市民体育館利用料金承認申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（利用料金の納期限）

第7条 利用料金は、体育館の施設の利用許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、当該利用料金を当該利用の許可を受けた後に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場利用料金については、出場する際に納付するものとする。

（利用料金の減免）

第8条 条例第17条に規定する公益上必要があると認めるときとは、次に定めるものをいう。

（1） 蕨市又は教育委員会が主催する行事

（2） 蕨市スポーツ協会又は同協会加盟団体が主催する行事

（3） 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認めるとき。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、蕨市民体育館利用料金減免申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

3 指定管理者は、条例第17条の規定により利用料金の減免について承認を受けようとするときは、蕨市民体育館利用料金減免承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

（原状回復の義務）

第9条 利用者は、施設等の利用が終わったとき又は条例第8条の規定により、利用の停止若しく

は許可の取消しを受けたときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。この場合において、原状に復するために要する時間は、利用許可時間に含まれるものとする。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会又は指定管理者が原状に復し、それに要した費用は、利用者が負担するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(蕨市立市民体育館設置及び管理条例施行規則の廃止)

- 2 蕨市立市民体育館設置及び管理条例施行規則（昭和45年蕨市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則（昭和59年4月18日教委規則第2号）

この規則は、昭和59年5月1日から施行し、同日以後の使用に係る電光得点板及び放送設備の使用単位から適用する。

附 則（平成4年7月21日教委規則第7号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成7年12月21日教委規則第15号）

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日規則第60号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に5条を加える改正規定（第3条及び第4条第1項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月28日教委規則第1号）

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成29年2月15日教委規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日教委規則第2号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

種別	単位	利用料金の上 限 額 (1回につき)	摘要
電光得点盤	1基	300円	1回とは2時間とする。
放送設備	1式	300円	〃
ボルダリングウォール	1人（一般）	140円	〃
	1人 (児童・生徒)	50円	
更衣ロッカー	1個	50円	1日の開館時間内とする。

許可 年 月 日

申請 年 月 日

蕨市民体育館利用許可申請書

蕨市教育委員会 あて

（蕨市民体育館指定管理者）

申請者 住所 _____			
団体名 _____			
氏名 _____		電話 _____	
利 用 内 容	1 バスケットボールコート 2 バレーボールコート 3 バドミントンコート 4 テニスコート 5 ハンドボールコート 6 全 面 7 武 道 場（1. 2） 8 トレーニングルーム 9 卓 球 場 10 相 撲 場 11 弓 道 場 12 ランニングコース 13 開 放 日		
	1 団体 2 個人 1 一般 2 児童・生徒	人数 人	面数 面
	利用日時 年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分		
	利用目的		
	利用設備 1 電光得点盤 回 2 放送設備 回		
利用料金	施設利用料金 円	設備利用料金 円	減免申請 有 ・ 無
備 考			

様式第2号（第3条関係）

蕨市民体育館指定管理者指定申請書

年 月 日

蕨市教育委員会 あて

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名 ⑩

蕨市民体育館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

蕨市民体育館利用料金承認申請書

年 月 日

蕨市教育委員会 あて

蕨市民体育館指定管理者 ㊦

利用料金を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

利 用 施 設 等	利用区分	利 用 料 金 (円)	備 考

様式第4号（第8条関係）

蕨市民体育館利用料金減免申請書

申請番号 第 号

年 月 日

蕨市教育委員会 あて
（蕨市民体育館指定管理者）

申請者 所在地（住所）				
団体名				
代表者氏名			電話	
利用目的				
利用日時	月	日	午前午後 時 分～ 時 分	参集 人員 名
利用施設	競技場 武道場1（板の間）、2（畳） 小体育室 トレーニング室 弓道場 相撲場			
利用設備	放送設備 電光得点盤			
減免を受けようとする理由	蕨市民体育館設置及び管理条例施行規則第8条 ☐ （1） 蕨市又は教育委員会が主催する行事 ☐ （2） 蕨市スポーツ協会又は同協会加盟団体が主催する行事 ☐ （3） 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認めたとき			
※処 理 記入しないでください				

様式第 5 号（第 8 条関係）

蕨市民体育館利用料金減免承認申請書

年 月 日

蕨市教育委員会 あて

蕨市民体育館指定管理者 ㊦

利用料金を次のとおり減免することについて、承認を受けたいので申請します。

利用年月日	利用施設等	利用区分	減免の承認を受けようとする理由	減免の承認を受けようとする額